

令和 7 年 2 月 27 日
内閣府地方創生推進事務局

令和 7 年度における地方大学・地域産業創生交付金の取扱いについて

地方大学・地域産業創生交付金制度要綱（平成 30 年 6 月 1 日付け府地事第 245 号）第 14 の規定に基づき、令和 7 年度における地方大学・地域産業創生交付金の取扱いを、以下のとおり定める。

本取扱いにおける用語の定義

用語	定義
法	地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成 30 年法律第 37 号）
基本指針	法第 4 条第 1 項に基づき内閣総理大臣が定める、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する基本指針（平成 30 年 6 月 1 日内閣総理大臣決定）
計画	法第 5 条第 1 項に基づき地方公共団体が作成する、地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画
認定計画	法第 5 条第 6 項により内閣総理大臣の認定を受けた計画（変更の認定があったときは変更後のもの）
実施計画	地方大学・地域産業創生交付金制度要綱第 5 の 1 に掲げる、計画に基づく事業に関して記載するもの
推進会議	法第 10 条第 1 項に基づき地方公共団体が組織する、地域における大学振興・若者雇用創出推進会議
地方大学・地域産業創生交付金 （本取扱いでは「本交付金」という）	法第 5 条の規定により地方公共団体が作成した計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、法第 11 条の規定により国が交付する交付金（令和 7 年度予算額 55.0 億円）。予算科目における地方大学・地域産業創生交付金（令和 7 年度予算額 5.0 億円）及び新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 1 号に掲げる事業を除く。令和 7 年度予算額 50.0 億円）をいう。

I. 基本的な方針

1. 本交付金は、法第 11 条に基づく法律補助の交付金であり、認定計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、法第 5 条第 6 項により認定を受けた地方公共団体へ交付するものである。
2. 地域の将来を担う若者が大幅に減少する中、地域の人材への投資を通じて地域の生産性の向上を目指すことが重要。このため、首長のリーダーシップの下、デジタル技術等を活用し、産業・若者雇用創出を中心とした地方創生と、地方創生に積極的な役割を果たすための組織的な大学改革に一体的に取り組む地方公共団体を重点的に支援する。これにより、「総花主義」「平均点主義」「自前主義」から脱却し、地域産業創生の駆動力となり特定分野に圧倒的な強みを持つ地方大学づくりを進め、地域における若者の修学・就業の促進を通じて、東京一極集中の是正を目指す。
3. 地方公共団体は、推進会議が作成した計画の案に基づき、計画を策定し、内閣総理大臣へ計画の認定の申請及び交付金の交付の申請を行う。内閣総理大臣は、有識者で構成される「地域における大学振興・若者雇用創出事業評価委員会」（以下「評価委員会」という。）による評価を踏まえ、関係大臣との協議を経て、計画を認定し、交付金の交付決定を行う。
4. 本交付金事業の運用に当たっては、「産官学金労言」から成る地域のステークホルダーが知恵を出し合い、他の地域の好事例も学びつつ、地域自らが真剣に考え、行動を起こし、自主的・主体的に取り組むという地方創生 2.0 の構想に則り、地方が抱える課題をデジタル・新技術を通じて解決することに資することとする。同時に地域の中核大学や特定分野の強みを持つ大学の機能を強化し、成長の駆動力へと転換すること等を目指す「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」と連動することとする。

Ⅱ. 予算・経費

1. 予算

- ・ 令和7年度予算案：55.0億円（予算科目上の地方大学・地域産業創生交付金5.0億円及び新しい地方経済・生活環境創生交付金活用分50.0億円）
- ・ 交付率：1／2、2／3、3／4（後掲）
- ・ 国費目安額：1件、1年間あたり5千万円～7億円を目安とする。ただし、「展開枠」においては、1件、1年間あたり5千万円～5億円を目安とする。
- ・ 支援期間：原則5年間（ただし、期限付採択となる場合がある。また、「展開枠」に採択された場合には、6年度目～9年度目にも支援を行う。）
- ・ その他：地方負担分については、地方財政措置を講じる（後掲）。また、本交付金の対象となる大学においては、文部科学省計上分（国立大学法人運営費交付金及び私立大学等改革総合支援事業のうちの25.0億円分）を措置する（後掲）。

※令和8年度以降における本交付金の予算・経費の取扱いについては別途定める。

2. 対象経費及び交付率について

本交付金は、以下の（１）及び（２）を一体的に執行するものである（本交付金の申請に当たっては、計画に位置づけられた事業毎に、以下のいずれの区分に該当するかを含めて申請すること。）。

（１）基盤構築分（予算科目上の地方大学・地域産業創生交付金）

計画推進、推進会議運営、大学改革関係等を支援。対象経費・交付率は下表のとおり。

対象経費※ ^{1, 2}	交付率※ ⁶
①計画推進 計画を踏まえたアクションプラン等の策定及び計画の検証・見直しのための調査費等、推進会議運営（事業責任者人件費、事務局運営費等）及び産学官連携構築（産学官連携コーディネーター人件費等） 等	1／2
②大学改革 大学改革※ ³ に資する海外・国内からのトップレベル人材※ ⁴ の招へいや研究開発・人材育成・産学官連携に係る環境整備、大学の機能強化インフラの整備 等	2／3
③先導的研究基盤等※ ⁵ の整備・活用 先導的研究基盤・共用設備の整備・活用に向けた環境整備 等	3／4

(2) プロジェクト実施分（新しい地方経済・生活環境創生交付金活用分）

産学官連携による地方の自主的・自立的な中核的産業振興、先端的な研究開発や専門人材育成等を支援。対象経費・交付率は下表のとおり。

対象経費※1, 2	交付率※6
①産学官連携 スタートアップ支援、販路拡大調査、地域・製品のブランディング、オープンイノベーション拠点整備・運営 等	1 / 2
②大学改革による取組 質の高い教育（リカレント教育を含む）の提供、リスクの高い先端研究・地域実証 等	2 / 3
③先導的研究基盤・技術の活用 先導的研究基盤・技術を活用した最先端研究 等	3 / 4

※1：以下の経費については、原則として、支援の対象外とする。

- ・ 職員旅費（海外との連携構築に係る旅費やトップセールスに伴う随行旅費は除く）
- ・ 特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの
- ・ 施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの
- ・ 貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの）、基金積立金
- ・ 国の補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費
- ・ 用地取得（区分所有権の取得を含む）や造成に要する経費 等

※2：施設整備や設備・研究機器等の購入については、KPI の達成への寄与が見込まれるものを対象として認める。

※3：学部・学科・研究科・専攻・研究所等の設置・再編・抜本強化、国際共同学位プログラムの創設、教職員の増強・内製化、採用・評価基準の特区的優遇、肥大化を防ぐための“ビルド”に見合う“スクラップ”等。地域産業創生の駆動力となり特定分野に圧倒的な強みを持つ地方大学づくりに資するもの。

※4：各分野において、おおむね世界トップ 10%以内又は国内トップ 1%以内相当と認められる人材。

（参照指標の例：論文引用度、外部資金獲得実績、受賞歴、（海外人材の場合）所属機関の世界大学ランキング等）

※5：共用可能な大容量情報ネットワークや大型研究施設、共用プラットフォーム等。

（例：学術情報ネットワーク（SINET）、大型放射光施設（SPring-8）、X線自由電子レーザー施設（SACLA）、革新的ハイパフォーマンズ・コンピューティング・インフラ（HPCI）、大強度陽子加速器施設（J-PARC）、ナノテクノロジープラットフォーム、NMR 共用プラットフォーム等）

※6：評価委員会等においては、各事業への交付率の適用の妥当性についても評価を行うこととし、評価結果によっては、申請時よりも低い交付率の区分で認定することもありうる。

3. 地方負担に対する地方財政措置

- (1) 本交付金の地方負担に対する地方財政措置について、(2)に係るものを除き、特別交付税による措置を講じる予定としている。
- (2) また、施設整備等事業については、一般補助施設整備等事業債の対象となり、充当率は90%、交付税措置率は30%を予定している。

Ⅲ. 支援対象等

1. 事業実施体制について

(1) 推進会議について

地方公共団体は、基本指針に基づき定める計画の案の作成及び認定計画の実施に関し必要な事項等について協議するため、大学及び事業者等と共同し、首長を主宰者とする推進会議を組織する。また、地方公共団体は、推進会議が作成した計画の案に基づき、計画を策定し、内閣総理大臣へ計画の認定の申請及び交付金の交付の申請を行う。産学官の参画主体は、以下のとおりとする。

○地方公共団体について

都道府県及び市区町村又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 1 項の一部事務組合若しくは広域連合とする。ただし、本交付金の支援対象経費等を踏まえれば、地域において産業や大学等の一定の集積があることが望ましい。

共同申請の場合は申請する全ての地方公共団体が参画すること

なお、計画の区域は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令（平成 30 年政令第 177 号）で定める特定地域（東京 23 区）の外に定めなければならない。また、本交付金事業は、地方圏における若者の修学及び就業の促進を目的とするものであり、計画の認定においては地方への新しい人の流れづくりによる東京一極集中の是正への寄与についても評価の対象となることから、特に計画の区域にいわゆる一都三県を含む場合には、本交付金事業により目指す姿において、東京一極集中への是正に寄与する道筋について、より充実した説明が求められる。

○大学について

・以下の要件を満たす大学とする。

✓学生募集停止中でないこと

✓本交付金の申請の前年度のいずれかの時点において、収容定員充足率が 85%以上であること（大学（短期大学を除く）においては、学士課程全体の収容定員充足率、短期大学については、学校全体の収容定員充足率とする）。なお、今後収容定員充足率の要件を満たす具体的な計画がある場合は、この限りではない。

✓「私立大学等経常費補助金」において定員の充足状況に係る基準を除き、本交付金の申請の前年度に不交付又は減額の措置を受けていないこと

✓学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 109 条第 2 項の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けていないこと

✓大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成 15 年文部科学省告示第 45 号）第 1 条第 3 号の要件を満たしている大学であって、第 2 条各号のいずれかに該当する者が設置する大学でないこと

- ・地方大学に加え、遠隔地の大学（東京圏の大学を含む）も参画可能である。
- ・大学以外の高等教育機関である高等専門学校や専門学校の参画も可能であるが、本交付金事業において大学改革の対象としての大学の参画が必須である。

○事業者等について

地元の経済団体や金融機関、計画における中核的産業に関連した企業群や個別企業、その他事業者等であって、地域で大学の知（研究開発成果等）の事業化・産業化を担う事業者企業の参画を想定している。

本申請枠への申請に当たっては事業の中核となる事業者が正式に参画を約していることが、計画作成支援事業への申請に当たっては事業の中核となる事業者が参画を内諾していることが、それぞれ必要である。

（２）事業責任者について

計画期間を通じ、産学官の緊密な連携による円滑かつ確実な事業の実施を図るため、首長を補佐し、認定計画の実行に責任を有する者として、事業責任者（例：企業役員、金融機関役員、経済団体幹部、大学の経営に関する会議の構成員（国立大学の学長選考会議議長や経営協議会学外委員、私立大学を設置する学校法人の理事や評議員等）の経験のある企業経営経験者）を置くこととする。

2. KPI の設定及び PDCA サイクルの整備について

本交付金の趣旨に鑑み、基本指針に記載の「必須とする KPI」が必須である。

任意の KPI の設定等については、地域の自主性及び自律性に委ねることとする。ただし、計画実施の途中段階で分析を行い、取組内容について柔軟な検証・見直しに資するため、及び、次年度の交付金申請を行うに当たって KPI の達成状況等の検証結果を踏まえた内容及び予算とするため、国費支援期間中にも検証可能な短中期的なものが含まなければならない。また、各事業番号に対応する KPI が一つ以上ずつ設定されていることが求められる。現状の単なる延長線上のものを定めるのではなく、評価疲れや KPI 集計のための行政コストに十分に留意しつつ、計画の目標を客観的に表す指標として真に核心的なものを厳選し、KPI を適切に設定することとする。

KPI の検証と事業の見直しのため、仕組み（PDCA）を外部有識者や議会の関与等がある形で整備するとともに、効果検証と事業の見直しの結果を国に報告する。計画期間における計画の進展を正確に把握するため、計画の成果が把握可能な指標を設定するとともに、現状値として、最新の統計値（未集計の場合は推計値）を使用する。

（必須とする KPI）

- ①計画に関連する産業の生産額等の増加額
- ②計画に関連する産業の雇用者数の増加数
- ③計画に関連する地元就職又は起業数

④計画に関連する大学組織改革の実現

⑤計画に関連する大学と事業者が連携して行う取組（共同研究等）の増加数

（任意の KPI の例）

- ・ 計画に関連する産業の労働生産性の上昇率
- ・ 計画により創出される新産業・新事業の売上
- ・ 関連産業・参画企業への就職者数
- ・ 計画分野における外部資金獲得額
- ・ 計画に関連する分野の世界大学ランキングにおける順位上昇数
- ・ 研究開発計画に関与する研究者数/学生数
- ・ 研究開発計画の進捗（年度毎の達成目標等）
- ・ 特許の出願数・取得数
- ・ 試作品・プロトタイプの開発着手数・完成数
- ・ 計画分野における人材育成プログラムの受講者数・修了者数 等

3. 評価について

▼本申請枠

（1）公募申請

別紙3に掲げる、計画に基づく事業に関する各申請資料（実施計画等）を提出する。
実施計画の記載内容は実施計画本体の様式に記載のとおりである。

（2）評価プロセス等

評価委員会において、書面評価、現地評価、面接評価（プレゼンテーション）を実施する。申請多数の場合は、現地評価を行うものの数を限定することもあり得る。

（3）評価基準

評価に係る評価基準は、別添1のとおりとする。

（4）評価方法

○各評価委員は、評価基準毎に、S、A、B、C、Dの5段階で評定を付す。

＜評定の考え方＞

S：優れた内容である

A：評価基準を満たす内容である

B：評価基準を概ね満たす内容である

C：評価基準を満たす内容とはいいがたい

D：本交付金事業の趣旨や目的に合致しない

○評価委員会は、各評価委員の評定を基に、各評価委員の評定を数値化し（S：5

A : 4 B : 3 C : 2 D : 1)、評価基準ごとに平均点数を算出する。

平均点数の範囲 → 総合評定

4.5 ～ 5.00 → 「S」

3.5 ～ 4.49 → 「A」

2.5 ～ 3.49 → 「B」

1.5 ～ 2.49 → 「C」

1.0 ～ 1.49 → 「D」

○評価委員会は、下表に沿い、採択相当又は不採択相当の目安を算出する。

採択相当	全ての評価基準について「B」評価以上であり、かつ、いずれか4項目以上の評価基準について「A」評価以上である場合。
要審議	次のいずれかの場合。 ・全ての評価基準について「B」評価以上であり、かつ、総合評価が「採択相当」に該当しない場合。 ・全ての評価基準について「C」評価以上であり、かつ、いずれか4項目以上の評価基準について「A」評価以上である場合。
不採択相当	次のいずれかの場合。 ・全ての評価基準について「C」評価以上であり、かつ、総合評価が「採択相当」、「要審議」のいずれにも該当しない場合。 ・いずれかの評価基準について「D」評価がある場合。

○評価委員会は、算出された総合評定を目安としつつ、申請内容を総合的に評価する。

※採択となっても、条件を付す場合がある。

▼計画作成支援事業

(1) 公募申請

別紙3に掲げる、各申請資料（実施計画、当該地域の現状分析にかかるバックデータをまとめた資料、事業責任者略歴等、事前チェックリスト）を提出する。

(2) 評価プロセス等

本交付金事業の評価委員会において、書面評価、面接評価を実施する。計画作成支援可と決定された場合、計画作成支援を一定期間実施後、本申請を行い、書面評価、現地評価、面接評価を実施することとなる。

(3) 評価基準

評価に係る評価基準は、別添1のとおりとする。

ただし、評価委員会・事務局による計画作成支援を通じ具体化するものであるため、今後の計画作成支援期間を通じて各基準を満たす計画となる見込みがあるかどうかを評価する。

(4) 評価方法

○各評価委員は、評価基準毎に、○、×、－の３段階で評定を付す。

＜評定の考え方＞

○：今後、約４か月での計画作成の展開が望める

×：今後、約４か月での計画作成の展開が望み難い

－：現状の計画では、判断材料がなく、事業展開の可能性の有無が判断できない

○評価委員会は、各評価委員の評定を基に、各評価委員の評定のうち最も多い評定を総合評定とする。

○評価委員会は、算出された総合評定を目安としつつ、申請内容を総合的に評価する。

▼展開枠

(1) 公募申請

別紙３に掲げる、計画に基づく事業に関する各申請資料(実施計画等)を提出する。実施計画の記載内容は実施計画本体の様式に記載のとおりである。

(2) 評価プロセス等

評価委員会において、書面評価、面接評価（プレゼンテーション）を実施する。

(3) 評価基準

評価に係る評価基準は、別添１のとおりとする。

加えて、別添２について重点的に評価する。

(4) 評価方法

評価方法は、「本申請枠」に準ずる。

IV. 留意事項

1. 地域再生計画との関係

本交付金において一体的に執行する、予算科目上の地方大学・地域産業創生交付金と新しい地方経済・生活環境創生交付金活用分については、法に基づく計画の策定が必要であるが、地域再生法に基づく地域再生計画の策定は不要である。

2. 本交付金と文部科学省計上分との連動について

本交付金の対象となる大学において、学長等のリーダーシップの下で実施する、地域における大学振興・若者雇用創出事業の取組を含め、地方公共団体や民間企業等と連携しつつ、当該取組を行う大学の必要な経費として、文部科学省計上分（国立大学法人運営費交付金及び私立大学等改革総合支援事業のうちの 25.0 億円分）を措置する。

令和 6 年度までの計画認定により本交付金の対象となった各国立大学に対しては、本交付金との連動額を明示して国立大学法人運営費交付金を配分する。また、令和 7 年度の新規の申請により本交付金の活用を予定している各国立大学におかれては、本交付金の申請に当たり、地域における大学振興・若者雇用創出事業の執行に必要な経費として、令和 7 年度においては、本交付金より先に交付決定が見込まれる国立大学法人運営費交付金から所要額を予め確保し、本交付金の交付決定後、当該所要額を本交付金と連動して執行いただきたい。なお、当該所要額について、国立大学法人運営費交付金から追加の配分があるものではないことに留意いただきたい。

また、本交付金の対象となる各私立大学については、令和 7 年度私立大学等改革総合支援事業において評価し、当該事業に選定された際には、私立大学等経常費補助金を上乗せして補助することを予定している。

3. 本交付金の適正な執行

本交付金の交付を受けた地方公共団体は、会計検査での不当事項等の指摘による処分を受けることがないように、間接補助事業者分も含め適正な執行及び執行管理に努める必要がある。

4. 研究活動の不正行為への対応について

本交付金を活用して行われる研究活動における不正行為を未然に防ぐため、地方公共団体及び地方公共団体から補助や委託等により本交付金の配分を受けて研究を行う研究機関は、「研究活動における不正行為への対応指針（平成 30 年 6 月 1 日内閣府地方創生推進事務局長決定）」を踏まえ、適切に対応すること。

（以上）

地方大学・地域産業創生交付金の評価基準

○ 評価の前提

- ✓ 取組内容が目指す姿に至るまでの道筋が、ロジカルかつ具体的に示されていること。
- ✓ 各事業が相互に緊密な連関を有し相乗効果を発揮すること。
- ✓ 成否に不確実性があること等により民間資金のみでは実施困難な取組に国費を投じているため、進捗や市況に関し一定の仮定が置かれることが前提。このため、状況に応じた計画細部・KPI・投入資金の柔軟な変更が必要。逆に、計画細部への固執や中核企業による資金拠出額の「確約」は不要。

①-1 産業創生・雇用創出

- ✓ 中長期的に事業・雇用を創出し続ける産業戦略・ビジネスモデルであること。
- ✓ 取り組む分野・目指す姿が、独自性を有し、他地域と比較して優位性・競争力があること。
- ✓ 地域の優位性を活かすため、地域の産業、大学、雇用等の強みや課題について、他地域と比較しつつ把握・分析していること。
- ✓ 計画の効果が地域全体へ波及するような、大規模な取組となっていること。
- ✓ 地域への新しい人の流れを作り、東京一局集中の是正に寄与することが相当程度期待できる内容となっていること。

①-2 産業創生・雇用創出におけるデジタル技術活用

- ✓ デジタル技術を有効に活用していること。

② 事業実施体制・自走性

- ✓ 首長と学長が、リーダーシップを発揮し、産学官の各主体との緊密な連携体制を構築していること。
- ✓ 産業界の中核企業等が明確になっていて、応分の負担をしていけること。
- ✓ 国費支援期間後に自走する見通しがあること。
- ✓ 事業責任者の資質及び経験が十分であり、かつ、計画を適切に牽引していけること。
- ✓ 地域内外から必要十分な産学官の各主体の参画を得ており、かつ役割分担が明確であること。
- ✓ 計画の実施スケジュールが妥当であり、円滑かつ確実な実施が見込まれること。
- ✓ 目標達成までの KPI 設計が妥当でありかつ蓋然性があること。

③ 研究開発

- ✓産業創生・雇用創出に向け最適な研究課題が設定されていること。
- ✓研究課題に、国内外の他の研究開発や代替手段と比較して優位性があること。
- ✓地域企業等と連携した研究体制となっていること。
- ✓客観的な研究マネジメント体制が敷かれていること。

④ 人材育成

- ✓日本中・世界中から若者を惹きつける魅力的な教育プログラムであること。
- ✓創出する産業で活躍する人材像・職種・業種が明確であること。

⑤ 大学改革

- ✓国費支援期間後にも地方創生に積極的な役割を果たし続ける姿を目指していること。
- ✓国費支援期間後にも目指す姿であり続けるための組織・人事・資金・制度・意識面での改革が行われること。
- ✓日本中・世界中から若者を惹きつける魅力的な将来像であること。
- ✓国内外のトップレベル人材の招へいなどを含め、「自前主義」を脱却すること。
- ✓大学が新たな組織を作る場合には、将来的に全体が肥大化しないようスクラップ&ビルドの計画を持っていること。

ただし、評価委員会・事務局による計画作成支援を通じ具体化するものであるため、今後の計画作成支援期間を通じて各基準を満たす計画となる見込みがあるかどうかを評価する。

(以上)

地方大学・地域産業創生交付金の「展開枠」の審査において
重点的に評価する観点

○ 評価の前提

✓ 目指す像や活動内容において既存の計画からの発展が見込まれること。

①-1 産業創生・雇用創出

✓ 産業創生・雇用創出の成果目標の高度化の内容について、妥当性・蓋然性があること。

② 事業実施体制・自走性

✓ 産業界のニーズが強いこと。
✓ 投資・資金提供の見込みが高いこと。
✓ 自走に加え展開枠の活動を推進できる産学官連携の体制が整う見込みがあること。

③～⑤ 主な活動

✓ 取組内容について、妥当性・蓋然性があること。

(以上)